

新型コロナウイルス対策のための国内移動に関する規制の延長(政府通達の発出)

令和3年1月26日
在スラバヤ日本国総領事館

●インドネシア政府は、新型コロナウイルス対策のための国内移動に関する規制を2月8日まで延長すると発表しました。

1. インドネシア政府新型コロナウイルス対策ユニットは、1月26日付け通達を発出し、新型コロナウイルス対策のための国内移動に関する規制を2月8日まで延長しました。
2. この規制の内容には、基本的に、25日まで実施されていた措置からの変更はありませんが、ジャワ島内の州・県・市の境を越える移動に関し、新たに、「同一地域圏(kawasan satu aglomerasi)外で鉄道を使用する移動では、PCR検査や迅速抗原検査の代わりに、「GeNose 検査」を使用することもできる。」と規定されました。報道によれば、「GeNose 検査」とは、呼気を調べる検査で、鉄道の主要駅にて2月5日から導入されるとのことですが、詳細は不明です。
3. これまでの国内移動規制については、1月10日付け当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100138037.pdf>)をご参照ください。
4. 邦人の皆様におかれては、引き続き、最新の関連情報の入手に努めてください。公共交通機関によっては、通達の内容と異なる運用を行っている場合がありますので、国内移動に際しては、実際の運用状況をご利用の公共交通機関にご確認ください。
5. インドネシア国内における新型コロナウイルス感染拡大状況及びこれを受けたインドネシア政府による各種措置を踏まえ、在留邦人の皆様におかれても、不要不急の国内移動はなるべく控え、感染予防対策を徹底してください。(了)